

令和4年度以降の国民健康保険税率の改正

～国民健康保険税とは～

国民健康保険税は、皆さんの世帯、世帯人数、所得金額、個人資産状況により税額を決定し、ご負担いただいています。

納付いただいた国民健康保険税は、皆さんが医療機関などで受けた医療費に充てられる大切な財源です。

～国民健康保険税の決め方～

前年所得条件などを勘案しながら国民健康保険税の総額を算出し、次の項目に割り振り、それらを組み合わせることで世帯ごとの国民健康保険税額が決められます。

40歳以上65歳未満の方は、国民健康保険税の医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせて納めていただいています。

4方式	所得割	加入者の所得に応じて計算
	資産割	固定資産税額に応じて計算
	均等割	加入者1人当たりの金額
	平等割	1世帯当たりの金額



なぜ保険税率を改正するの？

本町では、おおむね2年に一度、医療費負担額などを勘案しながら国民健康保険税率を改正しています。

近年、コロナ禍による大変厳しい経済情勢の中で、固定資産を所有する方や、所得のない方や年金所得のみの方にも課税される税負担制度を課題とし、国民健康保険税審議会などで協議を重ねてきました。

協議の結果、加入世帯の税負担を少しでも軽減することを重視し、国保財政主体の北海道が示した国民健康保険運営方針の税率に近づけながら「資産割」をなくすことを決定しました。

現在「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」の4方式で計算されている本町の国民健康保険税について、令和8年度までに「資産割」を廃止することを前提に、令和4年度から段階的に国民健康保険税率を改正します。

・令和4年度

4方式	所得割	加入者の所得に応じて計算
	資産割	固定資産税額に応じて計算
	均等割	加入者1人当たりの金額
	平等割	1世帯当たりの金額



・令和8年度

3方式	所得割
	均等割
	平等割

現在の国民健康保険税率（令和3年度）

	医療費給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	9.0%	1.5%	1.2%
資産割	40.0%	7.0%	8.0%
均等割	29,000円	7,000円	8,000円
平等割	29,000円	5,000円	6,000円

資産割
令和4年度から段階的に減額し、令和8年度に廃止します。

税率の設定に当たっては、国民健康保険税審議会でも慎重に審議の上、皆さんの税負担が極力少ない税率となるように検討します。

なお、令和4年度国民健康保険税率は7月にお知らせします。

上下水道料金の軽減制度

上下水道料金には、皆さんの生活負担を軽減できる制度があります。
次の条件に該当する方は、申請し承認された場合、基本料金が軽減されます。

水道料金

基本料月額2,475円（消費税込み）のうち、638円が軽減されます。

- 条件**
- 生活保護世帯
 - 70歳以上の単身世帯で、当該年度の町民税が非課税世帯の方
 - 母子または父子家庭（次の全てに該当する方）
 - ・児童扶養手当の受給者
 - ・満20歳未満の子ども1人以上を扶養
 - ・母または父の年齢が65歳未満
 - ・当該年度の町民税が非課税世帯または均等割のみの課税世帯



下水道料金

基本料月額1,540円（消費税込み）のうち、550円が軽減されます。

- 条件**
- 生活保護世帯
 - 65歳以上の高齢者世帯で、当該年度の町民税が非課税世帯の方
 - 母子または父子家庭（次の全てに該当する方）
 - ・児童扶養手当の受給者
 - ・満20歳未満の子ども1人以上を扶養
 - ・母または父の年齢が65歳未満
 - ・当該年度の町民税が非課税世帯または均等割のみの課税世帯



地下水を利用している皆さんへ

地下水などを利用している世帯で、下水道へ汚水などを排出する場合には、届け出が必要です。この届け出により使用水量を認定しています。また、この届け出を既に行っている世帯で、世帯員の構成に変更がある場合（転入、転出、出生、死亡など）には、認定水量が変更となりますので、忘れずに届け出をしましょう。必ず届け出をし、公平な負担にご協力をお願いします。

地下水などを利用して下水道に汚水などを排出した場合は、次の表のとおり使用水量を認定しています。

用途別	飲料、炊事、洗濯、手洗いなど	入浴施設	水洗便所
一般用	1戸3人まで6立方メートル	1人につき1立方メートル	1人につき1立方メートル
	1人増すごとに2立方メートルを加算		

※水道水と地下水などを併用している場合は、水道メーターによる水量にこの表で認定した地下水の水量を加算します。

口座振替を利用しませんか？

口座振替納付は、一度手続きをすれば、指定した金融機関の口座から毎月27日（土日祝日の場合は休み明け）に自動的に振替納付される便利な制度です。

詳しくは、住民課住民活動グループにお問い合わせください。